

SOY CMS サポート規約

本規約は SOY CMS(以下「本ソフトウェア」という)利用について株式会社日本情報化農業研究所(以下「甲」という)が利用者(以下「乙」という)に提供するサポートサービスについて、その条件を規定するものです。

第 1 条(目的)

本規約に基づき甲は乙に対し、本ソフトウェア利用について乙の問題解決を支援する目的でサポートを提供します。

第 2 条(サポート範囲)

甲から乙に提供されるサポートの範囲は以下の各号のとおりとします。

- 1.インストール・環境設定に関する不明点について。
- 2.管理画面の操作に関する不明点について。
- 3.本ソフトウェアの仕様に関する不明点について。
- 4.ライセンスに関する不明点について。
- 5.プラグイン開発に関する不明点について。
- 6.動作不良について。
- 7.その他、サポート内容について。

第 3 条(サポートされない範囲)

甲から乙に提供されるサポートに、下記の各号の内容は含まれないものとします。

- 1.サーバ環境構築を含め、設置作業を代行すること。
- 2.サイト設計・制作の代行すること。ただし、乙の設計を本ソフトウェアで実現するためのアドバイスは可能な範囲で行う。
- 3.テンプレート作成の代行すること。
- 4.管理画面の操作を代行すること。
- 5.乙の制作したサイトの動作確認を代行すること。
- 6.甲の開発によらないプラグインならびに改変部分に関する一切について。
- 7.最新版の本ソフトウェア以外に関する一切について。
- 8.甲が定める手段以外によるお問合せ。

第 4 条(無保証・免責)

- 1)本サポートは本ソフトウェアの動作の完全性を保証するものではありません。また同様に、乙の抱える問題の解決を保証するものではありません。
- 2)甲は本サポートにより報告された本ソフトウェアの不具合、使用に関する要望・希望について、対応を保証するものではありません。
- 3)乙が甲とサポート契約を締結している場合においても、本ソフトウェアの利用によって乙に生じた一切の損害について、甲および甲の役員、従業員、関連会社、社外パートナーは責任を負いません。
- 4)その他本ソフトウェアに関する保証・担保責任については、利用許諾契約書の規定に基づき判断されます。

第 5 条(情報提供)

- 1)本サポートに基づき乙から提供された情報が、本ソフトウェアの改善・発展に有用であると判断される場合、甲は当該情報を第三者に公開することができます。
- 2)乙がサポートパックの購入によりサポートを受ける場合、本ソフトウェアの問題点・不具合、およびそれらの修正について、甲は一般公開より先に乙に通知するよう最大限の努力をすることとします。ただし、情報の公開が第三者によって行われる場合はこの限りではありません。
- 3)甲乙両者は相互に、問題解決に向けて最大限の情報を提供するよう努力します。

第 6 条(秘密保持)

本サポートに伴い乙から提供される秘密情報について、甲は第三者に漏洩しない義務を負います。

第 7 条(サポート提供の条件)

本サポートは下記の場合に提供されます。

- 1.乙がサポートパックを購入した場合。
- 2.乙が本ソフトウェアの有償ライセンスを購入した場合。

第 8 条(インシデントの定義)

- 1)乙の本ソフトウェア利用に際し発生した単一の、独立した問題点・疑問点に関する質問を 1 インシデントと称します。
- 2)一回のお問合せであっても、複数の問題点を含む場合はそれぞれに 1 インシデントと数えます。

第 9 条(サポートの提供方法)

本サポートは甲の定める方法に限り提供されます。

第 10 条(対応回数)

1 インシデントにつき、ご質問に対する応答回数は 5 回までとします。

第 11 条(対価・対応インシデント数)

- 1)サポートパック(エントリーコース)について、対価は月額 52500 円(消費税込)、月間 3 インシデントまでの対応とし、3 インシデントを超える対応は 1 インシデントあたり 31500 円とします。
- 2)サポートパック(スタンダードコース)について、対価は月額 105000 円(消費税込)、月間 10 インシデントまでの対応とし、10 インシデントを超える対応は 1 インシデントあたり 21000 円とします。
- 3)乙が本ソフトウェアの有償ライセンス(消費税込 52500 円)を購入した場合に提供されるサポートは、ライセンス購入から 150 日以内に 3 インシデントまで無料とします。
- 4)お問合せが本ソフトウェアの瑕疵に起因する場合は、対応インシデント数にはカウントしないこととします。

第 12 条(レスポンスタイム)

- 1)乙からのお問合せにつき、甲は 2 営業日(受付当日を含まない甲が営業を行う 2 日間)以内に最初の返答を行うこととします。
- 2)最初の返答が前項の期間より遅れた場合においては、第 11 条に定めるインシデント数にカウントしないこととします。甲は返答の遅れに伴う返金や損害の補償などを行いません。

第 13 条(対価の支払)

乙はサポートパック購入について、当該サポートパックの対象月の前月末日までに、甲の指定する銀行口座に送金することとします。入金手数料は乙の負担とします。

第 14 条(有償ライセンスと同等のライセンスの発行)

乙が制作もしくは運営に主導的立場としてかわり、サポートパック購入によるサポート契約締結中に公開に及んだサイトの運営に使用される本ソフトウェアについては、甲は有償ライセンスと同等のライセンスを当該サイト運営者に対し発行します。ただしその場合甲は、第 11 条 3 項に定めるサポートの提供は行いません。

第 15 条(契約期間)

- 1)サポートパックの最低契約期間は 3 ヶ月とし、3 ヶ月を超える契約に関しては 1 ヶ月単位の契約とします。
- 2)乙からの解約通知もしくは解約月の通知が契約終了月の前月末までに乙に到達しなかった場合、契約はさらに 3 ヶ月更新されることとします。
- 2)甲は乙に対し、サポートパック契約終了月の前月末までに契約更新の通知を行うこととします。
- 3)前 2 項の通知は書面で行うこととします。

第 16 条(一般規定)

- 2)本契約の当事者である地位を第三者に譲渡することはできません。
- 3)本契約のいずれかの条文が管轄裁判所において法律に抵触すると判断された場合にも、その他の条文の一切は有効であることとします。また、当該条文については法律の範囲において元の条文の趣旨を最大限考慮してその内容を判

断するものとします。

第 17 条(準拠法・管轄裁判所)

本契約は、日本国法を準拠法とし、同法に従って解釈されます。また、京都地方裁判所を第一審の専属管轄とします。

第 18 条(協議事項)

本規約に記載のない事項については、相互に誠意をもって協議し、これを定めることとします。